

函館市おもてなし協力店募集要領

本募集要領は、「函館市おもてなし協力店実証事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、おもてなし協力店（以下「協力店」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものです。本募集要領に定めのない事項については、実施要綱の定めるところによります。

なお、本事業は実証事業として実施するものであり、実証期間は実施要綱の施行の日から令和9年3月31日までとします。

1 募集対象者

募集対象者は、函館市内に店舗または事業所を有し、来訪旅行者（M I C E 関係者およびクルーズ船乗員乗客等）を歓迎する意思を持つ小売業、飲食業、各種サービス業等の事業者とします。

2 登録要件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」といいます。）第2条第4項に規定する接待飲食等営業および同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う事業者についても、店舗または事業所の営業に必要な関係法令上の手続を適正に行っている場合は、募集対象に含みます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録の申込みをすることができません。申込みに当たっては、誓約事項により、これらに該当しないことを確認します。

- (1) 風営適正化法第2条第1項第4号若しくは第5号に掲げる営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている場合
- (2) 申込者またはその役員等が、函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号までに掲げる者に該当する者、またはこれらの者がその事業活動に関与している者
- (3) 国税および地方税を滞納している場合
- (4) 店舗または事業所の営業に必要な関係法令上の許可、認可、届出その他の手続を適正に行っていない場合

3 申込方法

次のいずれかの方法により、必要事項を漏れなく記載し、誓約事項に同意の

上、申込みを行ってください。

(1) 申込フォーム（G o o g l e フォーム）への入力

下記のURLにアクセスし、専用フォームより申込みを行ってください。

URL : <https://forms.gle/nucu8gSt756eDFEo6>

(2) 申込書の提出

本募集要領末尾の申込書に必要事項を記載の上、次項の申込先までメールまたはFAXにより提出してください。

(3) 申込先

函館市観光部観光推進課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3453

FAX : 0138-21-3324

メール : convention@city.hakodate.hokkaido.jp

(4) 申込期間

令和8年8月6日（木）から随時受付を行います。

4 問い合わせ先

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

(1) MICEに関すること

函館市観光部観光推進課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3453

FAX : 0138-21-3324

メール : convention@city.hakodate.hokkaido.jp

(2) クルーズ船に関すること

函館市港湾空港部港湾空港振興課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3493

FAX : 0138-26-2656

メール : port-dev@city.hakodate.hokkaido.jp

5 登録に要する費用

(1) 協力店の登録に係る手数料は無料です。

- (2) 本事業への参加ならびに商品、サービスおよび特典の提供に要する費用は、協力店の負担となります。
- (3) 商品、サービスまたは特典の提供に関して、来訪旅行者その他第三者との間に生じた返金、交換、損害賠償、示談、苦情対応その他の費用は、協力店の負担となります。
- (4) 市は、前2号に規定する費用について、補助、負担、補填、補償その他いかなる名目をもってしても、金銭の交付を行いません。

6 登録の取扱いについて

- (1) 申込書を受理した後、登録要件を満たしていることおよび申込内容に形式上の不備がないことを確認した上で、登録します。
- (2) 登録に当たり、申込者相互の比較、評価または選考は行いません。ただし、登録要件への適合性、掲載情報の内容および申込内容の形式上の不備について、必要な確認を行います。
- (3) 確認のため必要がある場合は、申込者に対し、説明、資料の提出または申込内容の補正を求めることがあります。
- (4) 申込者が前号の求めに応じないことにより登録要件への適合性等を確認できない場合は、登録しないことがあります。
- (5) 登録または不登録の結果は、市から申込者に通知します。

7 掲載情報の提供先

登録された掲載情報は、申込時に選択したM I C E向け、クルーズ船向けの両方またはいずれかの区分に応じ、M I C E主催者、M I C E運営受託者、クルーズ船会社、旅行会社その他市が適当と認める者に提供します。

- (1) C S Vデータによる情報提供
- (2) デジタルマップのリンク先U R Lの共有

8 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録を決定した日から令和9年3月31日までとします。登録の有効期間が満了したときは、登録は失効し、市は掲載情報をデジタルマップから削除します。

本格実施に移行する場合は、協力店の同意を得た上で、別に定める手続により登録を継続することがあります。本実証事業への登録は、本格実施後の登録または継続掲載を保証するものではありません。

9 協力店の責任および費用負担

協力店は、次の事項を遵守してください。

- (1) 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出ること。
- (2) 商品、サービスおよび特典を関係法令に従って提供すること。
- (3) 登録情報および掲載情報の正確性ならびに最新性の確保に努めること。
- (4) 商品、サービスまたは特典の提供に関して、来訪旅行者その他第三者から苦情または申出があった場合は、自らの責任において誠実に対応すること。
- (5) 本事業への参加ならびに商品、サービスまたは特典の提供に要する費用を負担すること。
- (6) 市が実施するアンケート、利用状況の確認その他の効果検証に、可能な範囲で協力すること。
- (7) 本事業の目的に著しく反する行為をしないこと。

10 掲載の停止および登録の抹消

協力店について、登録資格を満たさない疑い、法令違反の疑い、重大な苦情その他掲載を継続することが適当でない事情がある場合は、事実関係を確認するため、掲載を一時停止することがあります。事実確認の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を抹消することがあります。

- (1) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 掲載情報が関係法令に違反する内容を含むとき。
- (3) 行政機関から営業の停止、許可の取消しその他の処分を受け、本事業への参加が困難となったとき。
- (4) 来訪旅行者または第三者から重大な苦情があり、事実確認の結果、当該苦情の原因が協力店の行為にあると認められるとき。
- (5) 廃業、休業その他の理由により本事業への参加が困難となったとき。
- (6) 2 登録要件に掲げる各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的に著しく反する行為があったとき。

11 辞退

協力店の登録を辞退しようとする事業者は、市に対して速やかにその旨を申し出てください。辞退の申出を受理した場合は、市は登録を抹消し、掲載情報をデジタルマップから削除するとともに、情報提供先に対してもその旨を通知

し、掲載情報の使用停止を求めます。

12 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律、函館市個人情報の保護に関する法律施行条例その他関係法令に基づき適切に取り扱い、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、申込者が公開または提供に同意した掲載情報については、実施要綱および本募集要領に定める範囲で、デジタルマップへの掲載および情報提供先への提供を行います。

担当者の氏名、担当者のメールアドレスその他申込みに係る連絡先は、原則としてデジタルマップへの掲載および情報提供先への提供を行いません。

【函館市おもてなし協力店 申込書】

函館市では、市内で開催されるMICE(会議・学会等)やクルーズ船で函館を訪れる来訪旅行者に市内の店舗や施設を広く利用していただくため「おもてなし協力店」を募集します。

登録申請前に必ず「おもてなし協力店実証事業実施要綱」および「おもてなし協力店募集要領」をご確認ください。
募集対象事業者等をご確認のうえ、申請いただけますようお願い申し上げます。

【登録方法】

1. Googleフォームからの回答(推奨)

以下のURLまたはQRコードからアクセスし、入力してください。

[URL:<https://forms.gle/nucu8gSt756eDFEo6>]



2. メールまたはFAXでの回答

下記項目にご記入の上、ご返信ください。

メールアドレス: convention@city.hakodate.hokkaido.jp

FAX番号:0138-21-3324【函館市観光部観光推進課 MICE担当】

選択式の□は■黒塗りか☑チェックを記載ください

店名		業種	☐ バー・スナック等 ☐ 洋食 ☐ 居酒屋 ☐ 土産店 ☐ 和食 ☐ その他()
エリア	☐ 西部地区・ベイエリア ☐ 駅前エリア ☐ 五稜郭エリア ☐ 湯の川エリア ☐ その他()		
店舗情報	所在地： TEL： ※固定電話の場合は、0138～から記載ください 営業時間： ※〇:〇〇～〇:〇〇(L.O. 〇:〇〇)という形で記載ください 定休日: ☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜 ☐ 土曜 ☐ 日曜 団体受入れ可能人数 名～ 名 ※〇名～〇名までという形で記載ください 貸切の可否: ☐ 可 ☐ 否 英語対応の可否: ☐ 可 ☐ 否 キャッシュレス決済の種類: ☐ クレジットカード ☐ 交通系IC ☐ バーコード決済 ☐ その他()		
おもてなし 特典内容	※(例:乾杯のドリンク1杯無料など)		
特典 利用条件	※「学会参加証等や乗船証の提示」以外で条件がある場合はご記入ください		
その他 特記事項			
情報提供先	☐ MICE向け ☐ クルーズ向け ☐ 両方	誓約書	☐ 誓約書を添付しました
法人名		代表者名	
ご担当者名		TEL	
		MAIL	

おもてなし協力店実証事業 誓約書

私（当社）は、おもてなし協力店実証事業（以下「本事業」という。）への参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 申込書に記載した登録情報に虚偽または誤りがなく、登録情報および来訪旅行者向けおもてなし特典の内容について、申込者が責任を負います。
- 2 登録情報および来訪旅行者向けおもてなし特典の内容は、関係法令に違反していません。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号に掲げる営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていません。
- 4 函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号までに規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与していません。
- 5 国税および地方税を滞納していません。
- 6 店舗または事業所の営業に必要な関係法令上の許可、認可、届出その他の手続を適正に行っています。
- 7 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに担当課へ届け出ます。
- 8 本事業の目的を理解し、来訪旅行者向けおもてなし特典を登録情報に記載した内容のとおり提供します。

上記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

法人名 :

店名（屋号） :

所在地 :

代表者職・氏名 :